

清水銀行の 11疾病保障付住宅ローン プレミアムイレブン・プラス



配偶者がん保障付 11疾病団信

〈全疾病入院保障〉®

死亡・所定の高度障害状態

(一般の団体信用生命保険)

医師の診断書等で保険会社に

余命6か月以内と判断された場合

住宅ローン残高が

円になります。

がん

(所定の悪性新生物)と診断確定された場合

10種類の生活習慣病で

入院が継続して180日以上となった場合

さらに

入院保障① 病気やけがで入院が連続して5日以上となった場合

10万円

入院保障② 病気やけがで入院が連続して31日以上となった場合

月々の住宅ローンのご返済を保障

配偶者保障 配偶者が、がん(所定の悪性新生物)と診断確定された場合

100万円

安心付帯サービス

サービス

24時間電話健康相談サービス

サービス2

セカンドオピニオンサービス

配偶者がん保障付11疾病団信プレミアムイレブン・プラス〈全疾病入院保障〉

****	自己,我们就是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个		
②お用ルケだける方 ②お作用の回転作用生命に関いて、19万円で、19本で ・※本書さまの合知内をして、19万円で、19本で ・※本書さまの合知内をしたり、保険会社が当体信用生命保険の加入中込みをお助ける場合があります。 ・※本書さまの合知内をしたり、保険会社が当体信用生命保険の加入中込みをお助ける場合があります。 ・②教育専門 1年以上40年以下(19年間) ・ご教育専門 1年以上40年以下(19年間) ・ご教育利率 1年の一ン連用金利に十年の2%に乗せさせていただきます。 ・②保険は、清水銀行が保険部別では、19万円での保険金を支払事由に該当された場合、保険会社が所定の保険金を表生の企業を保険等の方が保険期間中に下記の保険金を支払事由に該当された場合、保険会社が所定の保険金を活き情報の関係で、後代会会社が所定の保険金を支払事由に該当された場合、保険会社が所定の保険金を活き情報の関係で、後代会会社が所定の保険金を支払事由に対当された場合、保険会社が所定の保険金を活き情報の場合で、大き水送前によい、40年間金を全体保険等の信息が返還に表しずる行動の保険をできた水送前によい、40年間金を全体保険等の信息が返還に表しずるも保険を持ちが成場では、19年の保険を生活管備病性療法及い持ち続いる場合で、19年の保険を生活管備病性療法及い持ち続いる場合で、19年の保険・加入中心の企業をは保険を生活を保険を対したがありまます。 現実行日または保険金社が日時信息を実施していまいまいましまります。 第任期的日	対象となる住宅ローン		※ローンのお申込みにあたっては、当行および保証会社(清水信用保証株式会社)の審査があります。
ご融資利率	ご利用いただける方		②お借入時の年齢が満18歳以上満55歳以下で、最終返済年齢が満81歳未満の方 ③当行所定の団体信用生命にご加入できる方
正	ご融資金額		
図体信用生命保険	ご融資期間		1年以上40年以下(1年単位)
団体信用生命保険 控契約で、被保険者の方が保険期間中に所定の保険金支払事由に該当された場合、保険会社が所定の保険金を海水銀行に支払い、その保険金を確保後者の債務の返済に充当する仕組みの際です。	ご融資利率		住宅ローン適用金利に+年0.2%上乗せさせていただきます。
団体信用生命保険上活習間無展周別、院時保障特約(1型)、団体信用生命保険入限一時給付持約、 団体信用生命保険上活習間無展周別、院時保護返済支援給付持約、団体信用生命保険入限・動給付持約、配偶者型) 責任開始日 飛雲来行耳または保険会社が団体信用生命保険加入申込みを承諾した日のいずれか遅い日となります。 R文 C保険金 保険期間中に死亡した場合に保険金が支払われます。 高度障害保険金 賃任開始日以降に生じた傷害や疾病が原因で保険期間中に所定の高度障害状態になった場合に保険金が支払われます。 力レング・ニーズ特約保険金 医師の診断書等で保険会社に余命6か月以内と判断された場合に保険金が支払われます。 責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、保険期間中にがん(所定の悪性新生物)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合に保険金が支払われます。 全・器質療展駅入院時保障保険金 保険期間中に、10種類の生活習債病により入院が継続して180日以上となった場合に保険金が支払われます。 「破険期間中に、10種類の生活習債病により入院が連続して5日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。 「破険期間中に信傷を外の定療により入院が連続して5日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。 「破験期間中に傷害や所定の疾病により入院が連続して5日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。 「破験期間中に初日入院給付金の支払事由該当日の股が入院内股が、維持して30日に達すること給付金がローン 信入者に支払われます。 「複換用面中に初日入院給付金の支払事由該当日の股が入院内股が、維持して30日に達すること給付金がローン 信入者の配信者がより入院が連続して30日に達すること給付金がローン 信入者の証をで と配いこびましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	団体信用生命保険		険契約で、被保険者の方が保険期間中に所定の保険金支払事由に該当された場合、保険会社が所定の保険金
アに保険金			団体信用生命保険生活習慣病長期入院時保障特約(I型)、団体信用生命保険入院一時給付特約、
高度障害保険金 直任開始日以降に生した傷害や疾病が原因で保険期間中に所定の高度障害状態になった場合に保険金が支払われます。 リビング・ニーズ特約保険金 医師の診断書等で保険会社に余命のカリ以内と判断された場合に保険金が支払われます。 がん診断保険金 真任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、保険期間中にがん(所定の悪性新生物)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合に、保険金が支払われます。 生活質病暴期入院時保障保険金 保険期間中に、10種類の生活習慣病により入院が継続して180日以上となった場合に保険金が支払われます。 入院一時給付金(10万円) 保険期間中に傷害や所定の疾病により入院が継続して31日以上となった場合に保険金が支払われます。 ※原験期間中に傷害や所定の疾病により入院が連続して31日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。 ※原験期間中に福害や所定の疾病により入院が連続して31日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。 ※原験期間中に初回入院給付金の支払事由該当日の翌日以降の入院日数が、継続して30日に達するごと給付金がローン 借入者に支払われます。※003あわせて1回の人院あたり最大回(6か月が)、保険期間中にが通りで登上を指付金がローン 信人者に支払われます。※003あわせて1回の人院あたり最大回(6か月が)、保険期間中にが通りで登上されたのの悪性新物に罹患したと関係よびの大力を対していただいた内容が事実と異なる事)により保険契約が解除されたとき。保険金等で不法に取得する目的すまな担象とした場合を引力関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合。資任開始日から1年以内の自殺の場合。 ・資任開始日から1年以内の自殺の場合。・資任開始日から9日収入にかるとか事由により保険契約が解除されたとき。・資任開始日的の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられた場合。・資任開始日から19日以内の自殺の場合・資任開始日から9日収入にかんが、方任間始日から90日収内に診り確定されたがんの再発・手が移りに対したりに診断確定されたがんの再発・手が移りに対したりに診断確定されたがんの再発・手が移りに対したりに登りに対したとき。・ばが必ず保険金社とい、所定の高度障害状態になられた場合・資任開始日から90日収内におんと診断確定されたがんの再発・手が移りられるとき。・ばが必ず保険金・がん診断給付金の場合)上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんに罹患したとき クレディ・アグリコル生命保険株式会社 く受付時間> オルド在地・東京都港区東新稿1丁目9番2号、汐留仕友ビル 月へ金田 900~17:200 7カスタマ・サービスセンター 0120-60-1221 (依休日・年末年始の休日を除く)		責任開始日	融資実行日または保険会社が団体信用生命保険の加入申込みを承諾した日のいずれか遅い日となります。
プレング・ニーズ特的保険金 医師の診断書等で保険会社に余命6か月以内と判断された場合に保険金が支払われます。		死亡保険金	保険期間中に死亡した場合に保険金が支払われます。
### おん診断保険金 責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、保険期間中にがん(所定の悪性新生物)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合に、保険金が支払われます。 ### 生活習慣病長期入院時保障保険金 保険期間中に、10種類の生活習慣病により入院が連続して180日以上となった場合に保険金が支払われます。 ### 保険期間中に傷害や所定の疾病により入院が連続して5日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。 ### 保険期間中に傷害や所定の疾病により入院が連続して5日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。 ### 保険期間中に傷害や所定の疾病により入院が連続して5日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。 ### 保険期間中に傷害や所定の疾病により入院が連続して31日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。 ### 保険期間中に初回入院給付金の支払事由該当日の翌日以降の入院日数が、継続して30日に達するごと給付金がローン ### 情入院と助していた場合でありまます。 ### はおいまのより、保険金支払事由該当日の日にの入院が連続して30日に違するごと給付金がローン ### はおいまのよりでは、まりでは、まりを断確定された場合におりるの庭園により、保険金支払事間は当日の債務残高相当額となります。 ### はおいまのよりには、まりを断確できないまのは、保険金がある。 ### はおいまのよりには、まりを断確できないまのは、保険金がある。 ### はおいまのよりには、まりを断確できないまのは、保険金がある。 ### はおいまのよりには、まりを断確できないまのは、保険金がある。 ### はおいまのよりには、まりをしまいまのは、保険金が、実と異なる事により保険契約が解除されたとき ### はおいまのよりに表しまいまのは、保険金を対しまいまのは、まりをしまいまのよりに表しましまいまのます。 ### はおいまのよりに表しまいまのは、保険金が、まりをしまいまのよりに表しまいまのよりに表しまいまのよりに表しまいまのよりにであると認められた場合 ### はおいまのよりにであると認められるとき ### はおいまのよりに確認といまのは、保険金がしまのは、保険金が、と認められたとき ### はおいまのよりにであると認められるとき ### はおいまのよりにであると認められた。 ### はおいまのよりにであるとは、保険金が、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	保	高度障害保険金	責任開始日以降に生じた傷害や疾病が原因で保険期間中に所定の高度障害状態になった場合に保険金が支払われます。
たと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合に、保険金が支払われます。 生活習慣病長期入院時保障保険金 保険期間中に、10種類の生活習慣病により入院が継続して180日以上となった場合に保険金が支払われます。 保険期間中に傷害や所定の疾病により入院が連続して5日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。		リビング・ニーズ特約保険金	医師の診断書等で保険会社に余命6か月以内と判断された場合に保険金が支払われます。
内容		がん診断保険金	
不		生活習慣病長期入院時保障保険金	保険期間中に、10種類の生活習慣病により入院が継続して180日以上となった場合に保険金が支払われます。
②継続入院給付金月々のローン予定返額 保険期間中に初回入院給付金の支払事由該当日の翌日以降の入院日数が、継続して30日に達するごと給付金がローン 借入者に支払われます。※①②あわせで1回の入院あたり最大5回(6万月分)、保険期間内で通算して最大36回まで 住宅ローン借入者の配偶者が、責任開始日からその日を含めて90日(免責期間)経過後の保険期間中にがん(所定の悪性新生物)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合に給付金がローン借入者の配偶者に支払われます。※お支払いは1回のみ 債務の返済に応じて変動し、保険金支払事由該当日の債務残高相当額となります。 「本知義務違反(告知していただいた内容が事実と異なる事)により保険契約が解除されたとき。保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由により保険契約が解除されたとき。責任開始日から1年以内の自殺の場合。被保険者の故意により、所定の高度障害状態になられた場合。責任開始日からの日経過後に診断確定された場合。責任開始日前の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられた場合。責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたとき。責任開始日から90日経過後に診断確定されたがんが、責任開始日から90日以内に診断確定されただんの再発・転移等と認められるとき。(がん診断保険金・がん診断給付金の場合)上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんに罹患したときり、「がん診断保険金・がん診断給付金の場合)上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんに罹患したときり、「かん診断保険金・がん診断給付金の場合)上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんに罹患したときり、「かん診断保険金・がん診断給付金の場合)上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんに罹患したときり、「カスタマーサービスセンター」の120-60-1221 (祝休日・年末年始の休日を除く)。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」を必ずご一読いただき、内容を充分にご確認ください。		入院一時給付金(10万円)	
と医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合に給付金がローン借入者の配偶者に支払われます。※お支払いは1回のみ (債務の返済に応じて変動し、保険金支払事由該当日の債務残高相当額となります。 ・告知義務違反(告知していただいた内容が事実と異なる事)により保険契約が解除されたとき ・保険金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的があったとき ・保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由により保険契約が解除されたとき ・責任開始日から1年以内の自殺の場合 ・被保険者の故意により、所定の高度障害状態になられた場合 ・責任開始日前の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられた場合 ・責任開始日前のの変乱により、保険金支払事由に該当した場合 ・責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたとき ・責任開始日から90日経過後に診断確定されたがんが、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移を認められるとき ・(がん診断保険金・がん診断給付金の場合)上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんに罹患したとき クレディ・アグリコル生命保険株式会社 <受付時間>本社所在地:東京都港区東新橋1丁目9番2号、沙留住友ビル 月~金曜日 9:00~17:00 カスタマーサービスセンター 0120-60-1221 (祝休日・年末年始の休日を除く) ・ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」を必ずご一読いただき、内容を充分にご確認ください。			保険期間中に初回入院給付金の支払事由該当日の翌日以降の入院日数が、継続して30日に達するごと給付金がローン
●告知義務違反(告知していただいた内容が事実と異なる事)により保険契約が解除されたとき ・保険金等を不法に取得する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由により保険契約が解除されたとき ・責任開始日から1年以内の自殺の場合 ・被保険者の故意により、所定の高度障害状態になられた場合 ・責任開始日前の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられた場合 ・責任開始日前の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられた場合 ・責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたとき ・責任開始日から90日経過後に診断確定されたがんが、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるとき ・(がん診断保険金・がん診断給付金の場合)上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんに罹患したとき ・(がん診断保険金・がん診断給付金の場合)上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんに罹患したとき クレディ・アグリコル生命保険株式会社 本社所在地:東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル 月〜金曜日 9:00~17:00 カスタマーサービスセンター 0120-60-1221 (祝休日・年末年始の休日を除く) ・ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」を必ずご一読いただき、内容を充分にご確認ください。		がん診断給付金(100万円)	
●保険金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的があったとき ●保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由により保険契約が解除されたとき ●責任開始日から1年以内の自殺の場合 ●被保険者の故意により、所定の高度障害状態になられた場合 ●責任開始日前の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられた場合 ●責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたとき ●責任開始日から90日経過後に診断確定されたがんが、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるとき ●(がん診断保険金・がん診断給付金の場合)上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんに罹患したとき プレディ・アグリコル生命保険株式会社 本社所在地:東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル 月〜金曜日 9:00~17:00 カスタマーサービスセンター 0120-60-1221 (祝休日・年末年始の休日を除く) ●ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」を必ずご一読いただき、内容を充分にご確認ください。	保険金額		債務の返済に応じて変動し、保険金支払事由該当日の債務残高相当額となります。
引受保険会社 本社所在地:東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル 月〜金曜日 9:00~17:00 カスタマーサービスセンター 0120-60-1221 (祝休日・年末年始の休日を除く) ●ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」を必ずご一読いただき、内容を充分にご確認ください。			 ・保険金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的があったとき ・保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由により保険契約が解除されたとき ・責任開始日から1年以内の自殺の場合 ・被保険者の故意により、所定の高度障害状態になられた場合 ・責任開始日前の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられた場合 ・戦争その他の変乱により、保険金支払事由に該当した場合 ・責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたとき ・責任開始日から90日経過後に診断確定されたがんが、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるとき ・(がん診断保険金・がん診断給付金の場合)上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんに罹患したとき
第 1 五 月	引受保険会社		本社所在地:東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル 月~金曜日 9:00~17:00
		留意事項	

詳しくは、お近くのローンセンターへお問い合わせください。

東部ローンセンター TEL.055-975-3001

三島市一番町18-15 (清水銀行 三島支店となり)

藤枝ローンセンター TEL.054-646-9777

藤枝市藤枝 2-1-39 (清水銀行 藤枝支店 2 階)

富士ローンセンター TEL.0545-52-8020

富士市御幸町 1-7 (清水銀行 吉原支店となり)

浜松ローンセンター TEL.053-469-1122 浜松市中央区神立町 134-12

(清水銀行 浜松東支店となり)

清水ローンセンター TEL.054-351-2220

静岡市清水区富士見町 2-1 (清水銀行 本店ビル)

東静岡ローンセンター TEL.054-281-5200

静岡市駿河区曲金 6-6-33 (清水銀行東静岡支店2階) 静岡ローンセンター TEL.054-245-6111

静岡市葵区千代田 2-13-32 (清水銀行 千代田支店となり)

営業時間 9:00~17:00 土日祝も営業

※毎週水曜日は休業日です。水曜日が祝日の場合もお休みとなります。 ※12月31日、1月1日~3日及び5月3日~5日と、 その前後で連続する銀行の休業日はお休みとなります。